

令和3年1月14日

教職員及び学生各位

学 長

緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止  
のための対応について

昨日、京都府に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、本学においても新型コロナウイルス感染症に対する活動指針のレベルを1月15日から「3」に上げる。

さらに、附属病院が第1種感染症指定医療機関であることに鑑み、より踏み込んだ対応が必要であると考え、教職員及び学生各位におかれては下記のとおり対応願いたい。

ただし、授業は引き続きオンライン授業とし、臨床実習および教育上必要不可欠と判断される実習・演習については十分な感染対策を行った上で継続する。

## 記

### 1 職場への出勤等について

- ▶各所属長は、所属職員の在宅勤務（テレワーク）やサテライト勤務、時差出勤を積極的に推進すること。
- ▶テレワーク等が困難な場合は、週休の分散化、休暇取得等により職場での密を回避すること。
- ▶職場における職員同士の距離を確保するとともに、換気の励行や複数人が触る箇所を定期的に消毒すること。

### 2 会食等について

- ▶家族や普段一緒に居る人以外との会食は人数や会食時間に関わらず自粛すること。
- ▶家族や普段一緒に居る人との会食は、業界団体等で作成されている業種別ガイドラインにそった取り組みがなされている飲食店の利用に努めること。

### 3 外出及び国内での移動について

- ▶不要不急の外出は避けること。
- ▶緊急事態宣言が発令されている都道府県への旅行や出張は自粛すること。

### 4 その他

感染経路が判明しているもののうち、同居家族からの感染が約4割を占めていることから、御家族においても、マスク着用・手洗い・三密の回避を徹底していただくとともに、本通知内容を踏まえた対応に御理解御協力をお願いします。